

# インフォメーション

平成30年2月1日  
税理士松丸会計事務所

\* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

## 配偶者控除及び配偶者特別控除に関する改正 —H30年より—

平成30年より配偶者控除の額が次表の改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表のとおり改正され、合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除の適用を受けることはできないこととされました。

また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下（給与収入で150万円以下）とされ、その控除額が次表の改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表のとおり改正されました。

改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表 (国税庁：年末調整のしかたより)

	配偶者の合計所得金額	居住者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の居住者の給与等の収入金額)			参考 配偶者の収入が 給与所得者だけの 場合の配偶者の 給与等の収入金額
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
配偶者控除	38万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	38万円超85万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超1,500,000円以下
	85万円超90万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超1,550,000円以下
	90万円超95万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超1,600,000円以下
	95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超1,667,999円以下
	100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超1,751,999円以下
	105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超1,831,999円以下
	110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超1,903,999円以下
	115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超1,971,999円以下
	120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超2,015,999円以下
123万円超	0円	0円	0円	2,015,999円超	

(注) 合計所得金額が1,000万円を超える居住者は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

配偶者の控除額が改正されたのもっと働ける対象の従業員さんには働いてもらい人手不足の解消を図りましょう。